

発議第 10 号

松阪市議会会議規則の一部改正について

松阪市議会会議規則（平成 17 年松阪市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 8 月 19 日 提出

松阪市議会議員	中 島	清 晴	
	今 井	一 久	
	野 呂	一 男	
	中 村	良 子	
	山 本	芳 敬	
	大 平		勇
	濱 口	高	志
	西 村	友	志
	田 中		力

松阪市議会会議規則の一部を改正する規則

松阪市議会会議規則（平成 17 年松阪市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市議会だより 編集委員会	市議会だよりの発行に関し 編集、協議又は調整を行うこ と。	市議会だより 編集委員会委 員	委員長
議会改革検討 委員会	議会改革に関し協議又は調 整を行うこと。	議会改革検討 委員会委員	議会改革検討 委員会委員長

」を

「

広報広聴委員会	市議会だよりの編集・発行、 議会報告会、その他市議会の 広報広聴に関し協議又は調 整を行うこと。	広報広聴委員会 委員	広報広聴委員会 委員長
---------	---	---------------	----------------

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。